

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20221212製局第1号
令和4年12月13日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長

経済産業省製造産業局長

国際テロリストと関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和4年12月12日付け警察庁丙組組一発第12号、警察庁丙備企発第276号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき国際テロリストの指定の有効期間を延長する件」（令和3年10月29日付け国家公安委員会告示第61号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の指定の有効期間が延長されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、引き続き国際テロリストと関連すると疑われる取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組一発第 12 号
警察庁丙備企発第 276 号
令和 4 年 12 月 12 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察 庁 警 備 局 長

国際テロリストと関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 162）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定の有効期間を延長する件」（令和 4 年 12 月 12 日付け国家公安委員会告示第 51 号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の指定の有効期間が延長された。

国際テロリストと関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、国際テロリストとの一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の指定の有効期間の延長を周知していただくとともに、引き続き国際テロリストと関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、国際テロリストとの一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

○国家公安委員会告示第五十一号

次の公告国際テロリストについて、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第六条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定による指定の有効期間を延長するので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十二月十二日

国家公安委員会委員長 谷 公一

法人その他の団体

1 名称 新人民軍（New People's Army (NPA)）

指定をした年月日 令和元年12月13日

指定番号 DE-19

延長後の指定の有効期間 令和元年12月13日から令和7年12月12日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和4年12月12日

2 名称 アル・シャバーブ（Al-Shabaab）

指定をした年月日 令和元年12月13日

指定番号 DE-20

延長後の指定の有効期間 令和元年12月13日から令和7年12月12日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和4年12月12日

3 名称 ISILシナイ州 (ISIL Sinai Province)

指定をした年月日 令和元年12月13日

指定番号 DE-21

延長後の指定の有効期間 令和元年12月13日から令和7年12月12日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和4年12月12日

4 名称 ISIL東アジア (IS East Asia Division)

指定をした年月日 令和元年12月13日

指定番号 DE-22

延長後の指定の有効期間 令和元年12月13日から令和7年12月12日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和4年12月12日

5 名称 マウテ・グループ (The Maute Group)

指定をした年月日 令和元年12月13日

指定番号 DE-23

延長後の指定の有効期間 令和元年12月13日から令和7年12月12日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和4年12月12日